

企業のチカラを
地域のチカラに



企業版
ふるさと
納税

内閣府
地方創生
推進事務局

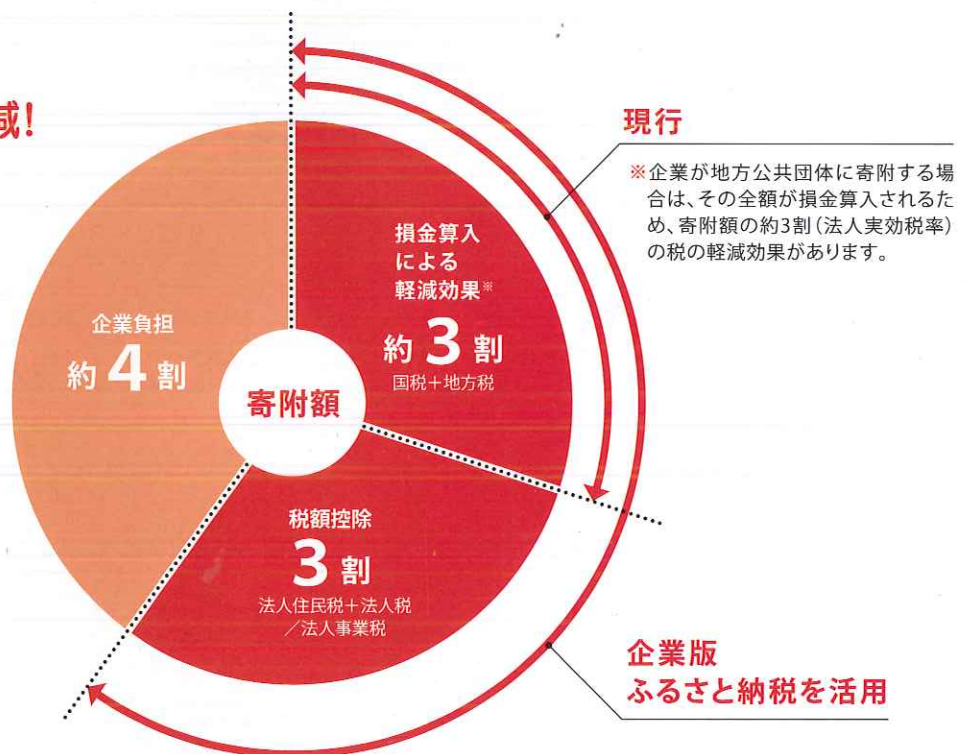
企業版ふるさと納税って？

志ある企業のみなさまが、寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取り組みを応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられるしくみです。

制度の概要

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、寄附額の3割を当該企業の法人関係税から税額控除する制度です。従来からの損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、寄附額の約6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されます。

法人関係税が、
今までの2倍軽減!



税目ごとの 特例措置の 内容

- ①法人住民税 寄附額の2割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の1割を税額控除(法人事業税額の20%※が上限) ※地方法人特別税廃止後は15%



法人関係税において、大きな軽減効果を得ることができます。

地域に寄附を行うことで、社会貢献に取り組む企業としてのPR効果が期待できます。

企業版ふるさと納税を通じた連携により、地方公共団体と企業との間で新たなパートナーシップの構築の可能性が広がります。

(寄附先である地方公共団体の地域資源などを生かした、事業展開・新商品開発など。)

どんなプロジェクトがあるの？

企業版ふるさと納税を活用した、地方公共団体が行う
地方創生プロジェクトの事例をご紹介します。

寄附の
特色

創業地等支援型

拠点(工場・支店等)立地型

事業関連型

トップセールス型

復興支援型

会社を興した土地や社長の出身地などへの寄附

企業の工場や支店などが立地する地方公共団体への寄附

自社が展開する事業に関連する地方創生プロジェクトへの寄附

知事や市町村長が自らプロジェクトの趣旨を説明し、企業が賛同することによる寄附

被災地の地方公共団体を応援する寄附

たまの版地方創生人財育成プロジェクト

創業地等支援型

拠点(工場・支店等)立地型

事業関連型

トップセールス型

復興支援型

地方公共団体名 … 岡山県玉野市

分野 …………… 人材育成・確保

総事業費 …………… 144,913千円(平成29～31年度)

【事業概要】

地域産業を支える人材を育成し、市外流出を防ぐため、市立玉野商業高等学校へ平成30年4月に工業系学科を新設するとともに、学校や地元企業と連携・協働し、教育活動の充実を図る。

【ポイント】

造船業を基幹産業とする市において、地元企業の即戦力として活躍できる優秀な人材を育成する事業に対し、市内で創業し、現在も事業所を置く三井造船(株)が、市長のトップセールスを受け、6,500万円の寄附を行う予定。



●三井造船(株) 玉野事業所内の技能研修センターにて

スタジアムリニューアルによる魅力向上プロジェクト

創業地等支援型

拠点(工場・支店等)立地型

事業関連型

トップセールス型

復興支援型

地方公共団体名 … 佐賀県鳥栖市

分野 …………… 観光振興

総事業費 …………… 686,000千円(平成29～31年度)

【事業概要】

サッカーJ1「サガン鳥栖」のホームスタジアムであるベストアメニティスタジアムの改修工事を実施し、あわせて、スタジアム内にミュージアムコーナーを整備する。

【ポイント】

サガン鳥栖のオフィシャルスポンサーである(株)Cygames(社長が佐賀県伊万里市出身)が、3年間で総額6億8,600万円の寄附を行う予定。



●サガン鳥栖 ベストアメニティスタジアムにて

制度の流れ・留意点

企業版ふるさと納税の制度の流れ、
寄附を行うにあたっての留意点をご確認ください。

制度の流れ



留意点

1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。

寄附の払い込みについては、地方公共団体が地方創生プロジェクトを実施し、事業費が確定した後に行うこととなります。地方公共団体は、確定した事業費の範囲内で、企業から寄附を受け取ることができます。

**寄附を行うことの代償として
経済的な利益を受け取ることは禁止されています。**

例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。×有利な利率で貸付をしてもらう。

**本社が所在する地方公共団体への寄附については、
本制度の対象となりません。**

この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

例：愛知県名古屋市に本社が所在⇒愛知県と名古屋市への寄附は制度の対象外

次の都道府県、市町村への寄附については、本制度の対象となりません。

- i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
- ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域*とされている市区町村

*首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

【平成29年度において対象外となる地方公共団体】

- ◎東京都 ◎埼玉県戸田市、和光市、三芳町 ◎千葉県市川市、浦安市
- ◎東京都23特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市、羽村市、瑞穂町
- ◎神奈川県川崎市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、寒川町、中井町

内閣府 地方創生推進事務局

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

TEL 03-5510-2475 E-mail e.chiiki@cao.go.jp

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索

